

会計論点

▶後発事象に関する会計基準について

2011年1月21日に開催された、第217回企業会計基準委員会の概要が公表されました。(2011年1月24日)

その中で、後発事象に関する会計基準の検討について審議が行われました。現状審議中ですが、修正後発事項の取扱いについて、以下の2案が検討されております。

案α：財務諸表の修正を要求する(IFRSとの整合性)

案β：開示後発事象に準じて取扱う(現行の実務を踏襲した取扱い)

ショート・コメント

会計処理について案αが採用された場合には、実務上の負担が増大するものと思われます。そのため、修正を嫌って敢えて意思決定を財務諸表等の開示後に先送りする企業が増える可能性が懸念されます。

税務論点

▶平成23年分「給与所得の源泉徴収票」様式の公表について

平成22年度税制改正により、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲が年齢16歳以上の扶養親族とされ、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い源泉徴収票の様式が変更となりました。詳細は以下のURLを参照下さい。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/23100051.htm>

ショート・コメント

実務的には、十分注意が必要です。所定の様式をご使用下さい。

監査論点

▶監査役協会、「監査委員会監査基準」および「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」の改定案を公表

監査役協会は、「監査委員会監査基準」および「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」の改定案を公表しました。詳細は以下のURLを参照下さい。 <http://www.kansa.or.jp/news/index.html#news110112>

ショート・コメント

監査委員にとっては必読の基準になると考えられます。「内部統制決議」等、新たな用語定義も設けられております。